

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡配偶者（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、建築工事の積算業務等に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、自宅近くの集合住宅から飛び降り、搬送先で死亡が確認された。請求人によれば、被災者は同年○月頃より不眠症等の症状が出現し、同年○月中旬以降症状が悪化していたという。
- 3 本件は、請求人が、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、これらを支給する旨の処分をした（以下「本件各処分」という。）ことにつき、給付基礎日額を不服として、本件各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した○円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者は定年後の再雇用時に半額近い賃金の減額が生じており、このような賃金格差を容認する事情は何ら存在しないのであるから、契約法第20条違反となることは明らかであり、被災者の給付基礎日額の算定に当たっては、定年後再雇用となる以前の賃金を基に計算されなければならない、また、〇年〇月の賃金変更も有効なものとはいえない旨主張する。

この点、被災者は、〇年〇月〇日に60歳となって定年に達した後、同月〇日から会社と有期雇用契約を締結して再雇用となっており、その後も有期雇用契約を繰り返し締結しているところ、少なくとも〇年〇月〇日以降の再雇用契約書及び雇用契約書には被災者が署名及び押印しており、これらの各契約の有効性や賃金額の変更につき、被災者が会社に対して無効の主張をしたり異議の申入れなどをしてきた事情を認めるに足りる資料はないことなどに照らせば、被災者は再雇用後の賃金額の変更については、その内容を了解し同意していたものと認められる。また、当該各雇用契約による賃金額の変更が契約法第20条にいう不合理なものまで認めるに足りる事情はうかがわれない。

なお、契約法第20条は、有期契約労働者の労働条件が比較の対象である無期契約労働者の労働条件と同一のものとなる旨を定めているものではなく、仮に同条違反の問題が生ずる場合であっても、そのことから直ちに被災者の賃金が再雇用前の賃金と同一のものとなるものではないと解するのが相当である。

したがって、請求人の上記主張は、独自の見解というべきであって、採用することはできない。

- (2) 当審査会において、改めて一件記録を精査したが、決定書理由(略)に説示するとおり、監督署長が給付基礎日額を〇円とした本件各処分は妥当である。

4 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。